

水土里ネット 名取



広報 54号

令和7年10月

改良区の状況 (R7.3.31 現在)

組合員数 2,189 名

面積 3,448 ha



contents

- 理事長挨拶 1
- 新役員（理事・監事）の紹介 2
- 新総代の紹介他 3
- 令和7年度 第2回臨時総代会 4
- 令和6年度 決算状況 5
- 令和6年度 財産目録・貸借対照表 6
- 令和6年度 事業報告・施工状況 7～8
- 令和6年度 通常総代会 9
- 令和7年度 一般会計・特別会計予算 10
- 令和7年度の主な事業 11
- 暗渠排水の使い方、令和8年通水計画（案）他 12～13
- 土地改良区からのお知らせ 14～15

名取土地改良区

宮城県名取市植松字錦田 84-1

TEL : 022 - 382 - 5211

FAX : 022 - 384 - 3759

E-mail: midori@lid-natori.or.jp

<http://www.lid-natori.or.jp>

理事長あいさつ



理事長 八巻文彦

平素より、名取土地改良区の業務運営に対しまして、格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、行政機関をはじめ、他土地改良区や関係諸団体の皆様におかれましては、日頃より密接な連携と多大なるご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

本年度、当改良区では総代および役員の改選が実施され、新たな体制のもとで事業を推進しております。今回の役員改選におきましては、当改良区として初めてとなる女性理事が2名就任し、また、年齢層においても若返りが図られ、これまで以上に柔軟で時代に即した運営体制が整いました。今後は、性別や世代を超えた多様な視点を取り入れながら、地域農業の持続的な発展に貢献できるよう取り組んでまいり所存でございます。

さて、当改良区管内では、仙台空港の24時間運用化が進む中、周辺地域の都市開発が急速に進展しており、それに伴う都市排水の増加や農地の減少といった新たな課題に直面しております。特に、今後の受益農地の減少に伴い、将来的な組合員一人あたりの負担割合の増加も懸念され、土地改良区としての運営体制の持続可能性が問われる局面を迎えております。

こうした状況を踏まえ、令和7年度より組合費の改定を実施させていただきました。昨今のウクライナ情勢や新型コロナウイルス感染症の影響を背景とした世界的な原材料価格の高騰、さらに国内における電力料金の上昇が、農業経営に極めて深刻な影響を及ぼしております。そのような経済環境の中で、組合員の皆様にはご負担をお願いすることとなりましたが、格別のご理解を賜りましたことに、心より感謝申し上げます。

今回増額させていただいた組合費につきましては、主に電気料金高騰への対策や、老朽化が進む排水施設の修繕・更新、また、近年激甚化する異常気象に対応するた

めの排水機能の強化に充ててまいります。今年度も突発的な機械設備の故障が相次いでおり、早急な修繕と予備部品の確保に向けた補正予算を編成し、対応を進めているところでございます。

令和7年は、全国的に異常気象が顕著となり、記録的な酷暑による深刻な渇水と局地的な集中豪雨が交互に発生するなど、気象の二極化が一層進んだ年となりました。これにより、各地の土地改良区においても農業水利施設に甚大な被害が生じたと承っております。被害に見舞われた地域の皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、関係者の皆様に謹んでお悔やみを申し上げます。

一方で、長年低迷を続けていた米価にもようやく回復の兆しが見え始めており、農業者の経営意欲を支える一助となっております。こうした中、安定した稲作経営を持続していくためには、水管理をはじめとした農業基盤の安定化と強靱化が不可欠です。当改良区といたしましては、引き続き、施設の計画的な保全整備と効率的な維持管理を通じて、農業経営を支える基盤づくりに全力を尽くしてまいります。

また、今後予想されるさらなる自然災害や社会情勢の変化にも備え、財政基盤の健全化を図りながら、国・県等に対しては補助制度の拡充や支援強化を粘り強く要望してまいります所存でございます。

結びに、名取土地改良区が今後も組合員の皆様に信頼され、地域農業の持続的な発展に資する存在であり続けられますよう、役員一同、誠心誠意取り組んでまいります。引き続き、組合員・関係機関の皆様におかれましては、変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様のご健勝とご多幸、そして地域農業の更なるご発展を心よりお祈り申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

新役員（理事・監事）・総代決定

令和7年3月18日に総代、4月22日並びに7月29日（第5被選挙区の再選挙）に役員の任期満了による改選が行われ、次の方々が新役員・総代に当選されました。また、理事長に八巻文彦氏（玉浦）、副理事長に大友智義氏（増田）、総括監事に川村雄治氏（玉浦）が就任されました。

任期は、役員が令和7年5月10日から令和11年5月9日まで、総代が令和7年4月20日から令和11年4月19日までの共に4年間となります。



理事長 八巻 文彦
(第11選挙区)



副理事長 大友 智義
(第6選挙区)総・国



第1理事 佐野 智幸
(第9選挙区)総・国



理事 星 隆志
(第10選挙区)工・国



理事 郷内 好彦
(第7選挙区)工・国



理事 田村 孝彦
(第11選挙区)用・国



理事 菅原 貴子
(全被選挙区)総



理事 相原 昌人
(第1選挙区)総



理事 阿部 芳昭
(第4選挙区)工



理事 伊深 利美
(第2選挙区)用



理事 洞口ひろみ
(全被選挙区)用



理事 川村 吉則
(第3選挙区)総・国



理事 大友 寛志
(第8選挙区)用・国



理事 渡邊 信和
(第5選挙区)工



総括監事 川村 雄治
(全被選挙区)



監事 宍戸 明
(全被選挙区)



監事 佐藤 忠行
(全被選挙区)

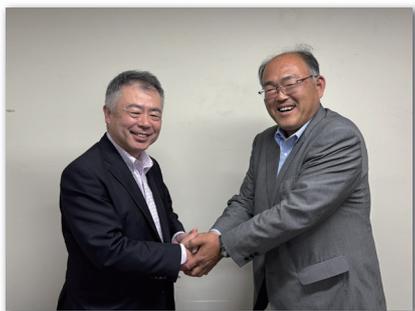
※総……総務委員 工……工事委員 用……用排水調整委員 国……国営土地改良事業推進委員

○総代

(農)西多賀三和ファーム(長・西)	今野 義孝(中田)	小田嶋晃治(中田)
木村 達郎(中田)国	阿部 正行(中田)工	菊地 弘一(高館)用
菱沼 善一(高館)	小野 和男(高館)工	菊地 孝志(下増田)用
鈴木 健彦(下増田)国	森 浩利(下増田)	(有)耕谷アグリサービス(下増田)
丹野 善雄(関上)	(農)関上町区ライスファーム(関上)用	
洞口 邦彦(関上)	遠藤 茂美(関上)国	丹野 司(関上)
阿部 幸夫(増田)	大友 芳典(増田)	大友 茂(増田)工
渡邊 一哲(増田)用	渡辺 幸一(増田)国	大友 養市(愛島)
大友 隆(愛島)用	今野 広司(愛島)	板橋 英昭(愛島)
布田 敬二(愛島)	佐々木範明(館腰)工	穴戸 吉幸(館腰)
佐々木秀和(館腰)	菊地 登(館腰)	昆布谷 貞(館腰)
菅野 弘一(館腰)	(農)小川サン・ファーム(千貫)国	
(農)千貫・京ファーム(千貫)用	(農)玉崎(千貫)工	大友 俊彦(岩沼)
長田 高明(岩沼)	佐藤 一巳(玉浦)	高橋 睦広(玉浦)国
布田 稔(玉浦)	(農)玉浦南部生産組合(玉浦)工	
(農)玉浦中部ファーム(玉浦)用	(農)長谷釜生産組合(玉浦)	(農)林ライス(玉浦)
猪股 利光(玉浦)		
※ (有)……有限会社 (農)……農事組合法人		

○就任挨拶状況

理事長就任挨拶において、当県選出の国会議員並びに県会議員、関係機関の皆様と当土地改良区の課題等を共有させていただきました。



桜井充参議院議員



高橋信二宮城県議会議長、村上久仁議員、村上智行議員、荒川洋平議員

○事務局構成【令和7年度からの新体制】

【総務課】

課長	仙石 覚
参事	奥原 隆
	(黒沢尻用水路土地改良区へ出向)

課長補佐	浅沼 清司
------	-------

◆総務係

係長	三浦 ますみ
主査	昆野 仁美
臨時職員	山家 さつき

◆ほ場整備係

主事	堀 主樹
	(兼総務係)

【事業課】

課長	佐藤 慶一
参事	伊藤 秀利
課長補佐	長田 直樹

◆工事係

係長	加藤 晃朗
臨時職員	星 妙子

◆管理係

第1係長	伊深 忠信
第2係長	高橋 豊和
主事	川田 翔
技能技師	穴戸 孝一
技能技師	太田 光男
臨時職員	布田 道子

○退職職員の紹介(令和7年3月31日付退職)

当区業務にご尽力いただき、心から感謝申し上げます。長い間、本当にお疲れさまでした。

◎総務課長兼事業課長	佐藤 勝男氏	昭和57年採用(勤続43年0ヶ月)
◎総務課主幹(前総務課長)	齋藤 広氏	昭和57年採用(勤続43年0ヶ月)
◎事業課技能技師	半澤 新一氏	令和3年採用(勤続3年6ヶ月)

令和7年度 第2回臨時総代会

＜令和6年度決算を承認＞

令和7年度第2回臨時総代会は、令和7年7月29日午後1時30分からJA仙台名取中央支店会議室において開催されました。

総代45名(現在総数46名中、本人出席41人・委任状提出4人)が出席し、館腰地区の佐々木秀和総代が議長に選出され議事が進められました。

上程された案件は、承認案件6件及び議決案件8件で、全議案が原案どおり可決承認されました。

1. 令和6年度 事業報告書並びに財産目録の承認について
2. 令和6年度 一般会計収入支出決算について
3. 令和6年度 特別会計（名取川頭首工管理）収入支出決算について
4. 令和6年度 特別会計（玉浦揚水機場管理）収入支出決算について
5. 令和6年度 特別会計（太陽光発電所）収入支出決算について
6. 令和6年度 特別会計（補償費）収入支出決算について
7. 令和7年度 一般会計収入支出補正予算について
8. 令和7年度 特別会計（名取川頭首工管理）収入支出補正予算について
9. 令和7年度 特別会計（玉浦揚水機場管理）収入支出補正予算について
10. 令和7年度 特別会計（太陽光発電所）収入支出補正予算について
11. 役員の定年制について
12. 名取土地改良区総代、委員及び選挙管理者等報酬、費用弁償等支給規程の一部変更について
13. 名取土地改良区役員報酬並びに費用弁償等支給規程の一部変更について
14. 役員の再選挙について



挨拶する八巻理事長



議長 佐々木秀和総代（館腰地区）



臨時総代会の様子

令和6年度 決算状況

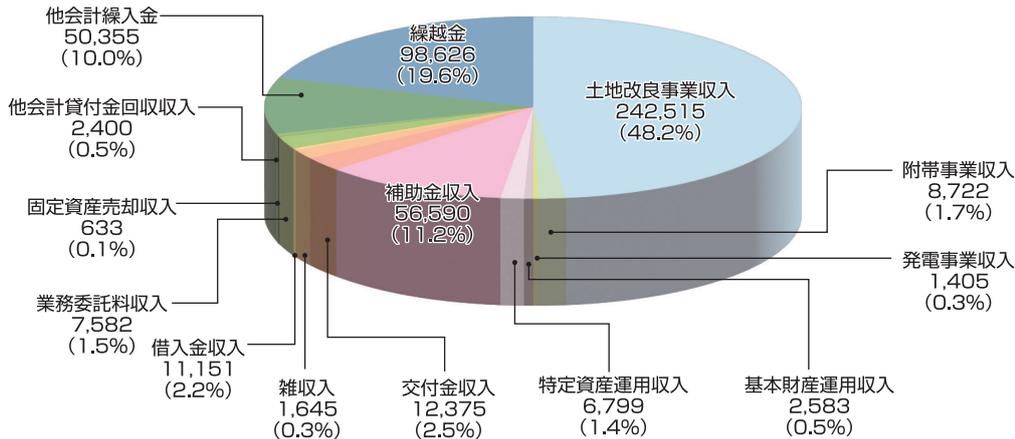
【一般会計】

収入決算額 503,380,622 円

支出決算額 503,380,622 円

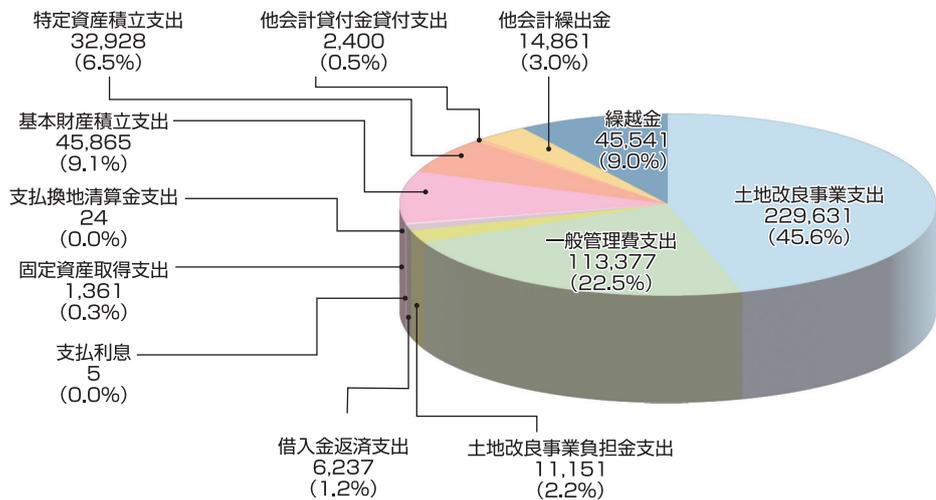
【収入】

(単位:千円)



【支出】

(単位:千円)



【特別会計】

(単位:円)

区分	収入	支出	次年度繰越金 ※支出科目
名取川頭首工管理	30,361,812	30,361,812	2,662,882
玉浦揚水機場管理	7,077,719	7,077,719	1,161,844
太陽光発電所	116,083,601	116,083,601	55,033,820
補償費	1,590,920	1,590,920	1,547,482

財産目録

令和7年3月31日調整

(単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	187,557,443	流動負債	75,416,238
現金及び預金	136,710,382	未払金	73,620,974
未収賦課金	76,550	預り金	836,122
短期未収金	50,746,575	適正化事業拠出金短期未払金	957,000
貯蔵品(切手)	23,936	換地清算金預り金	2,142
固定資産	18,108,815,058	固定負債	137,946,888
基本財産	492,154,810	公庫資金等長期借入金	11,151,000
特定資産	17,017,442,596	職員退職手当引当金	126,795,888
その他の固定資産	599,217,652	適正化事業拠出金長期未払金	0
繰延資産	0		
資産合計	18,296,372,501	負債合計	213,363,126
		正味財産合計	18,083,009,375

貸借対照表

令和7年3月31日調整

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	136,710,382	191,433,845	△54,723,463
未収賦課金等	76,550	82,700	△6,150
その他未収金	0	0	0
短期未集金	50,746,575	77,542,172	△26,795,597
貯蔵品	23,936	54,456	△30,520
流動資産合計	187,557,443	269,113,173	△81,555,730
2 固定資産			
(1) 基本財産	492,154,810	439,281,804	52,873,006
(2) 特定資産	17,017,442,596	17,760,956,827	△743,514,231
(3) その他固定資産	599,217,652	600,676,218	△1,458,566
固定資産合計	18,108,815,058	18,800,914,849	△692,099,791
3 繰延資産			
繰延資産合計	0	0	0
資産合計	18,296,372,501	19,070,028,022	△773,655,521
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	73,620,974	94,517,904	△20,896,930
預り金	836,122	1,061,367	△225,245
適正化事業拠出金短期未払金	957,000	1,650,000	△693,000
換地清算預り金	2,142	26,571	△24,429
流動負債合計	75,416,238	97,255,842	△21,839,604
2 固定負債			
公庫資産等長期借入金	11,151,000	6,236,742	4,914,258
適正化事業拠出金長期未払金	0	396,000	△396,000
職員退職給付引当金	126,795,888	118,286,420	8,509,468
固定負債合計	137,946,888	124,919,162	13,027,726
負債合計	213,363,126	222,175,004	△8,811,878
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
所有土地改良施設受贈益	15,768,721,815	16,555,607,071	△786,885,256
土地改良施設用地受贈益	8,593,488	8,593,488	0
指定正味財産合計	0	0	△786,885,256
(うち特定財産への充当額)	(16,564,200,559)	(16,564,200,559)	(0)
2 一般正味財産	18,083,009,375	18,847,853,018	△764,843,643
(うち基本財産への充当額)	(414,266,069)	(407,257,474)	(7,008,595)
(うち特定資産への充当額)	(455,494,976)	(1,161,780,598)	(△706,285,622)
正味財産合計	18,083,009,375	18,847,853,018	△1,551,728,899
負債及び正味財産合計	18,296,372,501	19,070,028,022	△1,560,540,777

令和6年度 事業報告

1. 施設の維持管理状況

樋管、幹・支線水路、揚排水機場については、種々補修復旧しながら管理人を配置し、水量の調整と操作運転を行い、用排水に努めた。

また、地区内の幹線及び支線水路は、春、夏、秋の3回受け持ち区域を分担（一部業者に委託）し、浚渫、藻刈、草刈を実施して通水に支障のないよう努めた。

2. 維持管理工事の施行状況

① 水路維持費

- 水路装工、勾配修正など 9件
- 水路修繕工事、水路法面補修工事など 22件

② 機場等施設修理費

- ポンプ、エンジン、水門等の修理など 15件

3. 維持管理適正化事業

地区名	工種及び事業量	事業費(千円)
愛島第5揚水機場	ポンプ・モーターの整備補修	8,140
玉浦中部第2揚水機場	ポンプの整備補修	6,490

4. 団体営事業

事業名	地区名	工種及び事業量	事業費(千円)
豊かなふる里保全整備事業	閑上	排水路工 38.2m	7,150
水路浚渫事業	前沖堀	水路浚渫工 78.0m	1,100
安全施設整備事業	押分	ネットフェンス設置工 88.7m	2,264
土地改良施設機能診断事業	岩沼北部	扉体塗装、水密ゴム交換、ゲート開閉機の整備補修 2基	5,500

5. 水利施設管理強化事業

地区名	関係市町村	事業量	事業費(千円)
名取川	名取市、岩沼市、仙台市	国営営造成施設維持管理一式	29,577

6. 県営ほ場整備事業進捗状況

地区名	全事業費 千円	全事業量 ha	着工年度	令和一年度 まで	令和6年度	令和6年度まで		令和7年度		令和8年度 以降
						小計	進捗率	事業費 千円	事業量	
下余田2期 (農業競争力強化)	2,016,000	57.9	R6	-	89,208	89,208	4.4	1,656	区画整理測量 設計業務他	1,925,136

令和6年度 施工状況

農村地域防災減災事業（境堀地区）排水路改修



着工前



施工中

維持管理4工事（増田後島地区）HF400×400 布設工



着工前



施工後

豊かなふる里保全整備事業（関上地区）HF900×1100



着工前



施工後

維持管理適正化事業（愛島第5揚水機場）両吸込渦巻ポンプ・電動機の整備補修



着手前

着工前



完成

施工後

土地改良施設機能診断事業（岩沼北部地区）ゲートの塗装整備・開閉機の整備補修



着工前



施工後

水利施設管理強化事業（名取川地区）上堀幹線用水路 ネットフェンス更新



着工前



施工後

令和 6 年度 通常総代会

<令和 7 年度予算原案通り可決>

令和6年度通常総代会は、令和7年3月12日午後1時30分からハナトピア岩沼において開催されました。

総代50名(現在総数57名中、本人出席41名、委任状9名)が出席し、来賓として岩沼市長の佐藤 淳一様を始め、名取市生活経済部農林水産課長補佐の小松 正晴様のご臨席のもと、岩沼市玉浦地区の森 広直総代が議長に選出され審議が進められました。

初めに、岩沼、名取、仙台市を代表し、岩沼市長よりご祝辞を頂きました。その後、上程された下記の21議案全てが原案通り可決されました。

1. 令和 6 年度一般会計収入支出補正予算について
2. 令和 6 年度特別会計（名取川頭首工管理）収入支出補正予算について
3. 令和 6 年度特別会計（玉浦揚水機場管理）収入支出補正予算について
4. 令和 6 年度特別会計（太陽光発電所）収入支出補正予算について
5. 令和 6 年度特別会計（補償費）収入支出補正予算について
6. 令和 6 年度政策公庫資金の借入について
7. 令和 6 年度複数年にわたる契約の締結について
8. 名取土地改良区定款の一部改正について
9. 名取土地改良区規約の一部改正について
10. 令和 7 年度事業計画について
11. 新規土地改良事業の施行について
12. 令和 7 年度組合費の賦課及び徴収方法等について
13. 決済金を定めるについて
14. 令和 7 年度一般会計収入支出予算について
15. 令和 7 年度特別会計（名取川頭首工管理）収入支出予算について
16. 令和 7 年度特別会計（玉浦揚水機場管理）収入支出予算について
17. 令和 7 年度特別会計（太陽光発電所）収入支出予算について
18. 令和 7 年度特別会計（補償費）収入支出予算について
19. 令和 7 年度政策公庫資金の借入について
20. 令和 7 年度取引先金融機関及び一時借入の方法について
21. 令和 7 年度複数年にわたる契約の締結について



議長 森広直総代（玉浦地区）



佐藤岩沼市長の祝辞



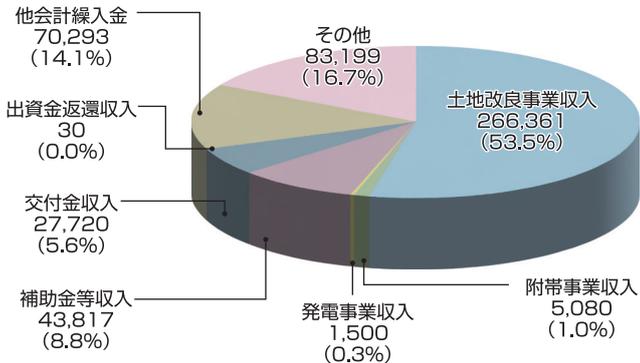
通常総代会の様子

令和7年度予算【一般会計】

〈維持管理費に2億7,430万円〉

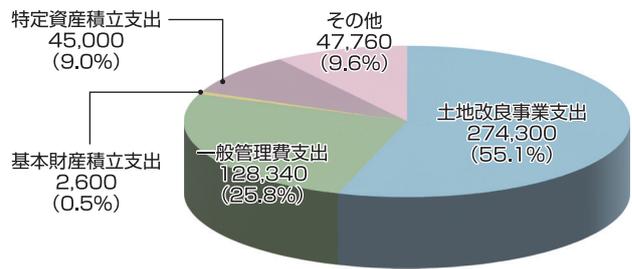
【収入】

(単位:千円)



【支出】

(単位:千円)



単位:千円

収入総額			支出総額		
	金額	割合		金額	割合
収入総額	498,000	100.0%	支出総額	498,000	100.0%
土地改良事業収入	266,361	53.5%	土地改良事業支出	274,300	55.1%
附帯事業収入	5,080	1.0%	一般管理費支出	128,340	25.8%
発電事業収入	1,500	0.3%	土地改良事業負担金支出	250	0.1%
基本財産運用収入	2,610	0.5%	借入金返済支出	0	0.0%
特定資産運用収入	6,820	1.4%	支払利息	10	0.0%
補助金等収入	43,817	8.8%	固定資産取得支出	0	0.0%
交付金収入	27,720	5.6%	支払換地清算金支出	10	0.0%
業務受託料収入	8,250	1.7%	基本財産積立支出	2,600	0.5%
雑収入	939	0.2%	特定資産積立支出	45,000	9.0%
借入金収入	260	0.1%	土地改良事業収入	266,361	53.5%
基本財産取崩収入	10	0.0%	他会計貸付金貸付支出	5,000	1.0%
特定資産取崩収入	43,000	8.6%	他会計借入金返済支出	0	0.0%
固定資産売却収入	110	0.0%	他会計繰出金	20,680	4.2%
出資金返還収入	30	0.0%	予備費	6,000	1.2%
他会計貸付金回収収入	5,000	1.0%	繰越金	15,810	3.2%
他会計借入金借入収入	0	0.0%			
他会計繰入金	70,293	14.1%			
繰越金	16,200	3.3%			
計	498,000	100.0%	計	498,000	100.0%

令和7年度予算【特別会計】

単位:千円

	科目	会計名			
		名取川頭首工管理	玉浦揚水機場管理	太陽光発電所	補償費
収入	土地改良事業収入	10,940	6,888		
	売電事業収入			120,000	
	特定資産運用収入			30	
	業務委託料収入				
	雑収入	10	1	40	
	特定資産取崩収入			10	
	他会計借入金借入収入			5,000	
	他会計繰入金	14,870			
	繰越金	4,140	1,111	50	1,591
合計	29,960	8,000	125,130	1,591	
支出	土地改良事業支出	29,430	3,210		
	発電事業支出			15,100	
	一般管理費支出				210
	支払利息			10	
	固定資産取得支出			200	210
	特定資産積立支出			49,550	
	他会計借入金返済支出			5,000	
	他会計繰出金		3,678	55,220	
	予備費	200	662		671
	繰越金	330	450	50	500
合計	29,960	8,000	125,130	1,591	

令和7年度の主な事業

水路浚渫事業

地区名	事業量	事業費(千円)	摘要
中田	水路浚渫 L=40.0m	1,100	中田堀

水利施設管理強化事業

地区名	事業量	事業費(千円)	摘要
名取川	国営造成施設維持管理一式	29,586	

維持管理適正化事業

地区名	事業量	事業費(千円)	摘要
塩手第1揚水機	着脱式水中ポンプ(Φ150mm)2台, 圧力伝送器の更新	5,450	45期生
玉浦揚水機場	横軸軸流ポンプ(Φ700mm)2台のオーバーホール	10,750	46期生
小川第2揚水機	着脱式水中ポンプ(Φ150mm)2台, 圧力伝送器の更新	9,050	47期生
三又水門	扉体水密ゴム交換及び塗装, 油圧ユニット等の整備補修	7,500	49期生

土地改良施設機能診断事業

地区名	事業量	事業費(千円)	摘要
名取地区	配管類の更新, 補器類の整備補修	8,690	学市堰他3堰

安全施設整備事業

地区名	事業量	事業費(千円)	摘要
押分地区	ネットフェンス(H=1.2m)設置 L=80.0m	2,264	林江用水路、長岡承水路

県営ほ場整備事業

地区名	事業量	事業費(千円)	摘要
下余田2期地区	区画整理測量設計業務, 埋蔵文化財試掘調査業務, 地質調査業務, 設計資料作成業務, 建物事前調査, 換地業務	83,500	R6繰越予算含

農村地域防災減災事業

地区名	事業量	事業費(千円)	摘要
境堀地区	排水路改修工事 L=142.2m	83,726	
葉の木堀地区	排水路改修工事 L=83.9m	43,400	

◆名取土地改良区 令和7年度組合費10a当り算定額

・経常賦課金	「明渠」	6,000円/10a
	「暗渠」	7,050円/10a
・特別賦課金	「下余田2期地区」	2,000円/10a
・用水使用料		9,000円/10a

◆名取土地改良区 令和7年度決済金10a当り算定額

・維持管理費決済金		135,200円/10a
・借入償還金決済金	「下余田2期地区」	17,580円/10a

暗渠排水の使い方や管理方法について

1. 暗渠が効きにくい田んぼでの工夫

【中干し期の対応】

- ・ 田んぼを十分に乾かし、ひび割れを入れて地下水道を形成することが重要。
- ・ 「何日間」ではなく、「ぬからない状態になるまで」しっかり乾かす。
- ・ 中干し中は暗渠の水閘は開けておく。

【秋耕期の対応】

- ・ 耕起を遅らせ、できるだけ田んぼを乾かし、大きなひび割れを作ってから耕起する。
- ・ 乾かしている間は水閘を開ける。耕起が終わったら閉める。

2. 暗渠の効果を持続させる管理方法

【モミガラの腐食を防ぐ】

- ・ 暗渠の水閘は、普段は閉めておく期間を長くするとモミガラが長持ちする。
- ・ 水閘を開けっぱなしにするとモミガラが早く腐り、陥没の原因になる。
- ・ 冬期も水閘は閉めておく。

【管内の堆積物を除去する】

- ・ 水閘を閉めて暗渠管に水を貯め、そこから一気に放流して堆積物を押し流す作業を年数回行う。
- ・ 注意点：代掻き後5日間は水閘を開けないこと（地中の水道を塞ぐ恐れがあるため）。

【まとめ】

- ・ 暗渠排水が効きにくい田では「徹底した乾燥+ひび割れ作り」が鍵。
- ・ 暗渠排水を長持ちさせるには「水閘は普段閉める」、「時々フラッシングで掃除」がポイント。
- ・ 特に「代掻き直後は水閘を開けない」という管理ルールが重要です。

水路や川にごみを不法投棄することは犯罪です！

水路内や施設周辺へのごみの不法投棄が後を絶ちません。ごみを水路や川に捨ててはいけません。ごみをみだりに捨てることは、法律で禁止されており、不法投棄した場合は、「5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられることがあります。不法投棄は絶対にやめましょう。

ごみを回収するには大変な時間と労力が必要で、ごみが放置されていると、通水の妨げとなり、用水不足や越水等、災害を招く原因にもつながります。

また、草刈作業を行う方は、なるべく刈り草を水路へ流さないよう、ご協力をお願いします。ごみの**不法投棄を発見したら、事業課管理係（☎ 022-382-5211）までご連絡**願います。



節水・節電のお願いについて

世界情勢の変化によるエネルギー調達価格高騰等により、電気料金の値上げが継続しています。農業経営に大きな影響を受ける中、組合員、役職員が一丸となって節電や節水への取り組み強化が必要となっておりますので、下記の取り組みにご理解、ご協力をお願いいたします。

- ① 基幹揚水ポンプ場の運転時間の短縮
- ② 掛け流しをしない適切な取水管理

洪水防止対策について

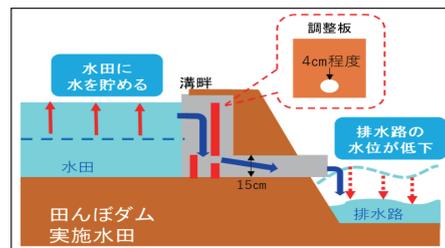
稲刈り後、稲わらをそのまま田に放置すると、台風など大雨が降った際に、水路や下流のポンプ場に流れ込み、農地の湛水や路上の冠水、家屋への浸水などの原因となってしまう場合があります。

収穫後は忙しい時期ですが、稲わらの流出の防止対策として、できるだけ早期に耕耘し**稲わらをほ場にすき込む・農地外へ搬出する**などの管理をしていただき、水害防止にご協力をお願いします。

また、水田の持つ貯水機能が洪水被害の軽減につながるため、ほ場に水を滞留させる取り組みが全国各地で実施されております。落水口を閉める、あるいは絞るなど、「**田んぼダム**」の取り組みについて、ご協力をお願いします。



排水機場への稲わら流出状況 (H30年台風19号)



※宮城県公式ウェブサイトより引用

令和8年 通水計画 (案)

- ◎春の断水(水路清掃) 4月 3日(金)午前10時 ~ 4月13日(月)午前10時
- ◎通水開始 事前通水 4月20日(月)午前9時 ~
- 本格通水(稻荷山水系) 4月26日(日)午前9時 ~
- 本格通水(名取川水系) 5月 1日(金)午前9時 ~

- ◎夏の断水(水路清掃) 7月 3日(金)午前10時 ~ 7月 6日(月)午前10時
- ◎秋の断水(水路清掃) 9月11日(金)午前10時 ~ 9月24日(木)午前10時

※本通水計画(案)は天候等により変更となる場合があります。

事故を見かけたら

近年、交通事故等による土地改良施設の破損事例が多数発生しております。

土地改良施設への破損事故等を発見した場合は、車のナンバー等を控え、土地改良区までご一報下さいますようお願いいたします。



賦課金の支払いは自動口座振替で

土地改良区では、農協及び七十七銀行取扱いの自動口座振替を実施しております。まだ申込みをされていない方はぜひご利用願います。手続きは次のとおりです。

◆申込み手続き

口座のある農協窓口で『口座振替依頼書』に必要事項を記入し、押印してください。申込みには預金通帳、印鑑（届出印）をお持ちください。

※ 七十七銀行をご希望される方は、土地改良区総務課総務係までご連絡願います。

◆申込みの確認

口座振替の申込後『口座振替開設のお知らせ』を送付します。このお知らせで開始時期を確認してください。

◆賦課通知書の発行

賦課通知書は各賦課金の最初の納入月に発行します。この通知書で賦課面積及び賦課金額等の確認をお願いします。

◆賦課に対する異議があるとき

賦課について異議があるときは、その賦課があったことを知った翌日から起算して、30日以内に異議申立てをすることができます。

◆振替日と残高確認の励行

振替日は各納期の最終日となっています。従って、振替日に申込みされた預金口座の残高が納付金額に満たないと振替不能となりますので、納期が近づいたならあらかじめ預金残高を確認されますようお願いいたします。

◆振替できなかった場合の処置

もし、残高不足等により口座振替ができなかったときは、納期限の翌月15日に一度だけ再振替いたします。

(例)

5月			6月						
(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)		(木)	(金)
29	30	31	1	2	3	4		15	16

振替指定日

再振替指定日

※指定日が、金融機関の休日（土曜日、日曜日、祝祭日）にあたる場合は、翌週最初の金融機関営業日が振替指定日となります。

◆変更になった場合の届出

振込口座の名義人や口座番号など変更が生じたときは、速やかに届け出て下さい。

◆令和7年度より口座振替済通知書（領収書）が廃止

経費削減・業務効率化のため、領収書は振替後の通帳、賦課通知書控えをもってかえさせていただきます。なお、ご事情により領収書が必要な場合は、お手数ですが総務課までご連絡ください。ご理解ご協力をお願いします。

21 世紀土地改良区創造運動

21世紀土地改良区創造運動とは、洪水を防止したり、水資源の保全に取り組んだり、人の心を癒したりする、農業・農村が持つ「多面的機能」を保つため、農地や土地改良施設の役割を地域住民に理解していただき、農家と地域住民の一体となった管理を目指すための運動です。名取市・岩沼市・仙台市で運動を行いました。



名取市秋まつりでの広報活動



岩沼市収穫祭での広報活動



岩田地崎建設さんとの環境美化活動



西松建設さんとの環境美化活動

手続きは忘れずに

次のようなときは、必ず土地改良区に届け出をして下さい。
(届出用紙は、土地改良区に準備してあります)

Q 組合員の資格に異動があった場合

- A**
- ・農地を売買又は交換したとき、相続等により贈与されたとき。
 - ・農地を貸借したとき又は、解約したとき。
 - ・農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に経営移譲するとき。
 - ・組合員が亡くなったとき。
 - ・組合員の住所や電話番号が変わったとき。

※以上のようなとき、市や法務局等の公共機関で手続きを行っても直接土地改良区に届け出がなければ台帳等の修正は行われませんので、ご注意ください。

※様式はホームページ〈各種申請書〉へも掲載しております。

Q 農地を転用する場合

- A**
- ・農地を転用するときは、農地転用等の通知及び地区除外申請書、更に農地転用に関する協議書を提出してください。

※土地改良区では、その転用により土地改良事業の受ける影響を調査したうえで『意見書』を交付します。

※様式はホームページ〈各種申請書〉へも掲載しております。

Q 農地を公共用地（道路・河川等）に買収された場合、及び地目変更される場合

- A**
- ・この場合も、地区除外申請書を提出してください。

※農地転用や公共事業による買収で、地区除外される場合は『決済金』納付が必要となります。『決済金』徴収の趣旨は、残存農地が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外処理規程により、事業負担金及び長期負債借入金ならびに施設の維持管理費等の負担額を一時払いをもって決済していただくものです。

Q 土地改良施設等を使用したい場合

- A**
- ・工事のため使用するときには工事同意協議書、土地改良施設用地を出入口等を使用したいときは他目的使用申請書を提出し、同意又は承認を受けて下さい。

Q 排水を放流したい場合

- A**
- ・雨水排水や合併浄化槽処理水を水路に放流したいときも工事同意協議書を提出し、承諾を得て下さい。



滞納金は新しい組合員が負担

農地の移動・売買の際、その土地に負担金の滞納がある場合は、**買った人が滞納金を支払う**よう法律(土地改良法第42条1項)に規定されております。確かめてから売買契約をするよう注意してください。